

ご留意事項

下記については補助対象外となります。
 ・「伴走支援、金融機関交渉に係る費用」
 ・「中小企業活性化協議会に提出した早期経営改善計画策定費用予定額を越えた部分」
 ※当補助事業は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までに中小企業活性化協議会の支援決定（③）および信用保証協会において補助事業利用申請を受け付けたものが対象となります。

山口県信用保証協会への申請は
「補助事業利用申請（計画策定前）」と
「補助事業交付申請（計画策定後）」の計2回。



中小企業者

認定経営革新等支援機関
 (外部専門家)
 (メインバンク等)

②利用申請申込

中小企業活性化協議会

③支援決定
 ⑧計画書チェック
 ⑨支払い (費用の2/3の半額)
 ⑬モニタリング報告チェック
 ⑰支払い (費用の2/3の半額+伴走支援費用の2/3)

協議・連携
 ④計画策定支援
 ⑬モニタリング (1回目)

中小企業者

⑥⑭支払い (費用の1/3)

⑤協議・連携・同意

金融機関
 (メイン・サブ等)

認定経営革新等支援機関
 (必要に応じてチーム編成)

⑦計画書提出
 ⑮モニタリング報告

①改善方向性協議

協議・連携

⑤協議・連携

協議・連携

山口県信用保証協会
各営業店

山口県信用保証協会
経営支援課

⑪チェック
 ⑫支払い
 (費用の1/6、最大37,500円)

⑩協会補助交付申請・承諾
 ※補助金を受領するための申請

②協会補助利用申請・承諾
 ※協会の補助事業を利用するための申請

ご提出書類（利用申請時）

- ・補助事業利用申請書（協会様式）
 - ・個人情報の取扱いに関する同意書【補助事業用】（協会様式）
- 添付必要資料（中小企業活性化協議会への提出資料写し）
- ・早期経営改善計画策定支援事業利用申請書
 - ・申請者の概要
 - ・業務別見積明細書
 - ・認定経営革新等支援機関ごとの見積書及び単価表
 - ・金融機関の事前相談書

ご提出書類（交付申請時）

- ・補助金交付申請書（協会様式）
 - ・中小企業活性化協議会から費用支払いがあったことを証する書面（計画策定費用支払通知書など）
 ※計画策定に係る半額補助があったことを証するもの
- 添付必要資料（中小企業活性化協議会への提出資料写し）
- ・早期経営改善計画策定支援事業費用支払申請書
 - ・早期経営改善計画書
 - ・申請者による費用負担額の支払いを示す証憑類【振込受付書・払込取扱票等】

※手続き等については裏面をご覧ください

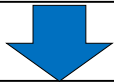
補助事業利用申請から補助金支払いまでの流れ

1. 補助事業利用申請

中小企業者

認定経営革新等支援機関
(外部専門家等)

- 申請者は、早期経営改善計画策定支援を実施する認定経営革新等支援機関と連名で、「補助事業利用申請書」を、山口県信用保証協会（取扱：経営支援課）に提出してください。
- 申請の際には、国の支援事業の利用申請時に中小企業活性化協議会に提出した書類の写しを添付してください。



山口県信用保証協会

- 山口県信用保証協会において、申請書・添付書類の内容を確認の上、受け付けます。
- 山口県信用保証協会において、補助事業の利用が適切であると判断した場合は、「補助事業利用申請受理通知書」により申請者、認定経営革新等支援機関に通知します。

2. 計画策定支援

中小企業者

認定経営革新等支援機関
(外部専門家等)

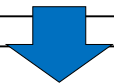
山口県信用保証協会

- 認定経営革新等支援機関は、中小企業者の早期経営改善計画策定支援を実施してください。

3. 補助金交付申請

中小企業者

- 申請者は、中小企業活性化協議会からの2/3の費用負担、自身の自己負担の完了後、「補助金交付申請書」を山口県信用保証協会（取扱：経営支援課）に提出してください。
- 申請の際には、中小企業活性化協議会からの費用負担（計画策定に係る半額補助）、自身の自己負担を証する書面を添付してください。



山口県信用保証協会

- 山口県信用保証協会において、早期経営改善計画書・交付申請書・添付書類の内容を確認します。
- 山口県信用保証協会は、交付申請の結果について、「補助金交付決定通知書」で申請者に通知し、早期経営改善計画策定支援に係る費用（伴走支援費用、金融機関交渉費用除く）の1/6（ただし37,500円まで）を上限として交付します。